

交 総 第 1 4 1 8 号  
平成 2 9 年 1 2 月 1 8 日

一般社団法人大阪府トラック協会  
会長 辻 卓史 様

大阪府警察本部 交通部  
交通総務課長 竹内 広行



大型自動車等に係る適正な点検及び整備の徹底について（通知）

平素は、警察行政の各般にわたり格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月に岡山県内の中国自動車道において大型トラックのスペアタイヤが脱落したことにより発生した死亡事故や、類似の事故が発生したことを受けて、各事業者におかれましては国土交通省の要請に基づき、冬季に向けたタイヤ脱着作業の機会等を捉えて、車両へ固定する構造・装置の再点検を実施されているところです。

このような中、先日、大阪府内において走行中の大型トレーラーから脱落した後輪タイヤが道路に併走する鉄道の線路敷内に入り込み、走行してきた列車が衝突する事故が発生しました。

原因は捜査中ですが、当該トレーラーの運転者は目的地に到着するまで脱落に気付いておらず、また、万一衝突した列車が脱線転覆したり、脱落したタイヤが他の車両や歩行者、民家等に衝突しておれば重大な結果を招いた可能性は否定できず、社会的反響の大きい事故であったと言えます。

申し上げるまでもなく、安全輸送の確保のため、また、適切な運行可否の決定のためにも、整備管理者を中心とした適正な点検及び整備の徹底が不可欠です。

つきましては、貴協会の会員事業者に対し、

- 規定トルクでの確実な締付け及び一定走行後の再確認
- 日常（運行前）点検での車輪の取付状態の確認

について、整備管理者、運行管理者及び運転者が共通認識の下に連携して取り組まれますよう、より一層のご指導をお願い申し上げます。

このほか、積載物にあっても、積載重量等の制限の遵守はもちろん、転落・飛散防止措置等についても徹底されますよう併せてお願い申し上げます。

以 上

（連絡先 交通総務課安全指導第一係 電話06-6943-1234 内線50321）

